

陸上自衛隊習志野駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	千葉県船橋市	薬円台三丁目二十番地一
対象防衛関係施設 の区域	千葉県船橋市	薬円台三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設 周辺地域	千葉県船橋市	田喜野井一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）から七丁目まで、七林町（次の図面に示す部分に限る。）、習志野一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、習志野台三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西習志野四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三山二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、薬円台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに薬園台町一丁目
	千葉県習志野市	東習志野六丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	千葉県八千代市	高津（次の図面に示す部分に限る。）
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

陸上自衛隊習志野駐屯地周辺地域 (千葉県船橋市薬円台3丁目20番地1)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

